

用途限定米穀の用途外使用等事務取扱要領

制 定 平成22年4月19日付け22総食第61号
一部改正 平成23年8月29日付け23総食第692号
一部改正 平成25年6月5日付け25生産第823号
一部改正 平成26年4月1日付け25生産第3613号
一部改正 平成27年9月30日付け27生産第1842号
一部改正 平成28年6月6日付け28政統第322号
一部改正 平成30年4月1日付け29政統第1907号

農林水産省総合食料局長から

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
関係団体の長

あて

第1 趣旨

この要領は、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）の施行に伴い、同令第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用に係る農林水産大臣（出荷販売事業者であって、その主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものにあつては、当該地方農政局の長。以下「農林水産大臣等」という。）の承認等について必要な事項を定める。

第2 用途外使用申請書等の提出

- 1 米穀の出荷販売事業者（出荷販売事業者から用途限定米穀を購入した者等であっても出荷又は販売の事業を行う者を含む。以下同じ。）は、自ら所有する用途限定米穀について、その限定されている用途と異なる用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売する必要がある場合には、用途限定米穀の用途外使用承認申請書（別記様式1-①号又は別記様式1-②号。以下それぞれ「申請書①」又は「申請書②」という。）及び用途限定米穀の用途外使用に関する誓約書（別記様式2号。以下「誓約書」という。）を作成し、当該米穀が申請に係る変更後の用途に供される予定であることが明らかとなる書類を添付し、農林水産大臣等に提出する。
- 2 1のうち農林水産大臣への提出に当たっては、申請者である出荷販売事業者（以下「申請者」という。）は、申請者の住所地を管轄する地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総

合事務局長。以下同じ。)を通じて行うこととする。なお、提出に当たっては、都道府県庁所在地等に駐在する地方参事官(以下「地方参事官」という。)を通じて行うことができる。

また、1のうち地方農政局長への提出に当たっては、申請者は、地方参事官を通じて行うことができる。

- 3 申請者が、承認を受けた後に当該米穀を出荷し、又は販売することを予定している場合は、当該出荷又は販売の相手方と連名で申請書及び誓約書を提出する。(第3の2に係る申請の場合を除く。)

第3 審査及び承認

農林水産大臣等は、第2により提出された申請書①又は申請書②及び誓約書(以下「申請書等」という。)について、その内容を速やかに審査し、それぞれ以下の基準を全て満たす場合には、用途外使用を承認する。

- 1 用途限定米穀の用途を変更する場合(2の場合を除く。)

- (1) 用途限定米穀の在庫の増大による過大な経営負担の発生や取引先の倒産、休廃業等により当該取引先に販売することができず、かつ、同種の事業者が販売することが著しく困難である場合又は出荷販売事業者若しくは需要者が調製、変形加工、とう精等を行い、着色米及び微細米等の低品位米が発生した場合であって、これが当該用途に使用できないことが明らかの場合等、真に用途外使用が必要であること。

- (2) 申請に係る変更後の用途が、主食用でないこと。

- (3) 水田活用の直接支払交付金(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号)Ⅳの第2の6(1)に規定する水田活用の直接支払交付金をいう。)の戦略作物助成の交付対象米穀等を同交付金の交付対象米穀の用途に変更する場合にあつては、変更後の用途に係る米穀についての同交付金における交付額(新市場開拓用にあつては、国が設定する追加配分単価)が、変更前の用途に係る米穀についての同交付金における交付額以上であること(したがって、米粉用米及び飼料用米は、加工用に供する目的で出荷し、又は販売するために承認を受けることはできない)。

- (4) 申請書等の記載に虚偽がないこと。

- (5) 申請者が、申請の日からさかのぼって1年間に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)又はこれに基づく命令の規定(以下「食糧法等」という。)に違反する行為を行っていないこと。

- 2 輸出用として用途が限定されている米穀を主食用に用途変更する場合

- (1) 申請者が保有している輸出用として用途が限定されている米穀(以下「輸出用米」という。)では、輸出先のニーズに対応できないことを理由として、申請者が当該輸出用米と同等かつ同量以上の主食用米を、当該輸出用

米に代替して確実に輸出（輸出代行業者との契約により輸出する場合を含む。）する場合であること。

(2) 申請書等の記載に虚偽がないこと。

(3) 申請者が、申請の日からさかのぼって1年間に、食糧法等に違反する行為を行っていないこと。

第4 審査結果の通知

農林水産大臣等は、第3の審査の結果、承認する場合は用途限定米穀の用途外使用承認通知書（別記様式3号）、不承認とする場合は用途限定米穀の用途外使用不承認通知書（別記様式4号）により、速やかに、申請者に通知する。

また、第2の3に規定により、出荷又は販売の相手方との連名による申請の場合は、当該相手方を管轄する農林水産大臣等に対し当該審査の結果を通知する。

第5 報告徴収等

1 申請者は、用途外使用の申請時に既に提出している場合を除き、申請が承認された後、速やかに、当該米穀が新たな用途に供される目的で出荷され、又は販売されたことが明らかとなる書類（例えば、当該米穀の販売契約書等）を農林水産大臣等に提出する。また、第3の2に係る申請が承認されている場合は、用途外使用の承認を受けた米穀と同等かつ同量以上の主食用米が、当該承認に係る米穀に代替して輸出されたことが明らかとなる書類を農林水産大臣等に提出する。

なお、上記書類の提出については、第2の2の規定を準用する。

2 農林水産大臣等は、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。この場合においては、用途限定米穀の用途外使用承認の取消通知書（別記様式5号）により、速やかに申請者に通知する。

(1) 申請書等の記載に虚偽があった場合（申請書の記の4の変更（予定）数量が減少した場合及び同記の5の用途変更後の月別使用計画の時期変更を除く。）

(2) 申請者が、用途限定米穀の用途外使用に関する誓約書に違反する行為を行った場合

(3) 申請者が、食糧法等に違反する行為を行った場合

(4) その他農林水産大臣等が、申請者又はその出荷若しくは販売の相手方の状況からみて用途限定米穀の適正流通が確保できないと判断した場合

附 則（平成23年8月29日付け23総食第692号）

（施行期日）

- 1 この通知は、平成23年9月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この通知による改正前の規定に基づき地方農政事務所等に対してされた行為は、改正後の相当の規定に基づき地域センター等に対してされた行為とみなす。

附 則（平成25年6月5日付け25生産第823号）

この通知は、平成25年6月5日から施行する。

附 則（平成26年4月1日付け25生産第3613号）

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日付け27生産第1842号）

（施行期日）

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則（平成28年6月6日付け28政統第322号）

この通知は、平成28年6月6日から施行する。

附 則（平成30年4月1日付け29政統第1907号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

(別記様式1-①号)

用途限定米穀の用途外使用承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者（出荷販売事業者）の主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにある場合は、当該地方農政局長

申請者（出荷販売事業者）

住 所

商号、名称及び

代表者の氏名（個人の場合は、氏名） 印

申請者（要領第2の3の出荷又は販売の相手方）

住 所

商号、名称及び

代表者の氏名（個人の場合は、氏名） 印

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用について、下記のとおり申請します。

記

- 1 定められた当初の用途
(出荷販売事業者から用途限定米穀を購入した者等が申請する場合は、当該米穀の購入先等も記載すること。)
- 2 新たな用途
- 3 用途外使用の理由
(当該米穀の品位や当初の用途に使用できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける詳細な資料を添付すること。)
- 4 用途外使用（予定）の数量
(とう精等の加工過程で生じた米穀の場合は、当該加工に使用する米穀の数量も記載すること。)
- 5 用途変更後の月別使用計画
(計画の期間は、最長で1年以内とする。)

(別記様式1-②号)

用途限定米穀の用途外使用承認申請書
(輸出用から主食用への用途外使用承認申請の場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者（出荷販売事業者）の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

申請者（出荷販売事業者）

住 所

商号、名称及び

代表者の氏名（個人の場合は、氏名） 印

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用について、下記のとおり申請します。

記

- 1 定められた当初の用途 輸出用
- 2 新たな用途 主食用
- 3 用途外使用の理由
- 4 用途外使用（予定）の数量
- 5 用途限定米穀等の概要

	用途限定米穀（輸出用米）	代替して輸出する主食用米
産 地		
年 産		
等 級		
数 量		

注1) 代替して輸出する主食用米の年産が、用途限定米穀（輸出用米）の年産以降であること及び等級が同等以上であることを記載すること。

注2) 代替して輸出する主食用米に係る販売契約書の写し又は輸出計画書（数量、輸出先国、輸出代行業者名、輸出時期（最長で1年以内）等を含む）を添付すること。

注3) 用途限定米穀に係る受払台帳等、政策統括官又は地方農政局長等が特に必要と認める書類を添付すること。

(別記様式 2 号)

用途限定米穀の用途外使用に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者（出荷販売事業者）の主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにある場合は、当該地方農政局長

用途限定米穀の用途外使用の申請に当たって、下記の事項を誓約します。

記

- 1 用途外使用の承認を受けた米穀の使用・出荷販売に当たっては、すべて承認された用途で行うこと。
- 2 申請の日からさかのぼって1年間に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律又はこれに基づく命令の規定に違反する行為を行っていないこと。
- 3 用途外使用の承認を受けた米穀については、引き続き、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の用途限定米穀の取扱いその他の関係法令に定められた適正な取扱いをすること。
- 4 本誓約書を遵守していることを確認するために行われる農林水産省の職員による検査に協力すること。
- 5 輸出用として用途が限定されている米穀を主食用に用途変更する場合に当たっては、当該米穀に代替して輸出する主食用米を申請の日から1年以内に輸出すること。
- 6 本誓約書に違反する行為を行った場合は、違反者の名称や違反した事実が公表されるとともに、本承認が取り消されることに異存がないこと。

申請者（出荷販売事業者）

住 所

商号、名称及び

代表者の氏名（個人の場合は、氏名） 印

申請者（要領第2の3の出荷又は販売の相手方）

住 所

商号、名称及び

代表者の氏名（個人の場合は、氏名） 印

注) 当該米穀の出荷又は販売に際して仲介業者を含めた契約を行う場合は、当該事業者も含めた誓約書を作成すること。

(別記様式3号)

用途限定米穀の用途外使用の承認通知書

番年 月 号日

申請者（出荷販売事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

申請者（要領第2の3の出荷又は販売の相手方）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

農林水産大臣
申請者（出荷販売事業者）の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

平成 年 月 日付けで承認申請のあった用途限定米穀の用途外使用につい
ては、承認します。

(別記様式 5 号)

用途限定米穀の用途外使用承認の取消通知書

番 年 月 号
年 月 日

申請者（出荷販売事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

申請者（要領第 2 の 3 の出荷又は販売の相手方）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

農林水産大臣
申請者（出荷販売事業者）の主たる
事務所並びに販売所、事業所及び倉
庫が一の地方農政局の管轄区域内の
みにある場合は、当該地方農政局長

平成 年 月 日付けで承認した用途限定米穀の用途外使用の承認について
は、下記の理由により、取り消します。

記

（取消しの理由）